

公益財団法人 日本ゴルフ協会 個人情報保護管理規程

制定 平成 28 年 12 月 13 日

改定 令和 4 年 3 月 9 日

改定 令和 7 年 3 月 6 日

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「この法人」という）が定める個人情報の保護に関する基本方針（この法人のホームページに掲載の「個人情報の取扱いについて」の「1.基本方針」）に従い、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、事業の適性かつ円滑を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、この法人の従業者（役員（理事・監事）、評議員、正規職員、嘱託職員、パート職員、アルバイト職員）に対して適用する。

- 2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合においても、本規程の趣旨に従って、個人情報の適切な保護を図るものとする。

(従業者の責務)

第3条 従業者は、この法人の事業に従事するに当たり、関係法令、この規程及びその他個人情報に関する規定を遵守しなければならない。

- 2 各種委員会委員、顧問及びこの法人の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、この法人の業務に従事する場合には、当該従事者は、本規程上の従業者と同一の義務を負うものとする。

(定義)

第4条 本規程における用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日号外法律第五十七号）（以下、「個人情報保護法」という）に定めるところによる。

第 2 章 個人情報の取得

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、利用目的を特定して明確に定め、これを本人に示すとともに、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

(センシティブ情報の取得の禁止)

第6条 センシティブ情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪経歴、犯罪被害を受けた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとされる記述等が含まれる個人情報）は、これを取得し又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ明示的な本人の同意がある場合又は法令に基づく場合については、この限りでない。

(取得の手続)

第7条 新たに個人情報を取得する業務を行う場合には、あらかじめ個人情報保護管理者に利用目的及び実施方法を届け出し、当該業務において個人情報を取得することに關する包括的な承認を受けなければならない。

第3章 個人情報の利用及び第三者提供

(個人情報の利用)

第8条 個人情報は、原則として、利用目的の範囲内において、具体的な権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(利用目的の変更)

第9条 利用目的を変更しようとする場合には、従前の目的と比較して、個人情報保護法上利用目的の変更に当たり要求される関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて変更を行ってはならない。

- 2 利用目的を変更した場合には、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

(個人情報の第三者への提供)

第10条 個人情報は、別表で定める共同利用の場合等、法令で定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。

- 2 別表で定める共同利用の場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合には、本人の同意を得るほか（法令上、本人の同意を得ることを要しない場合を除く）、個人情報保護管理者の承認を受けなければならない。

第4章 個人情報の管理

(個人情報の管理)

第11条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理

するものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損、不正アクセスの防止その他の個人情報の安全管理のために、適切な組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講ずるものとする。

(自己の個人情報に関する本人の権利)

第12条 本人から、自己の個人情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。

- 2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、これについて本人から訂正、追加又は削除を求められた場合には、原則として合理的な期間内にこれに応ずることとし、訂正、追加又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該本人に対して通知を行うものとする。

(個人情報の消去及び廃棄の手続)

第13条 保有する必要がなくなった個人情報については、直ちに当該個人情報を消去及び廃棄しなければならない。

- 2 個人情報の消去及び廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出などの危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

第5章 組織及び体制

(安全管理体制の構築)

第14条 理事会は、個人情報の安全管理のための組織体制を定める。その権限及び責任は、本規程その他個人情報に関する規程に定めるものとする。

(個人情報保護管理者)

第15条 会長は、事務局長を個人情報保護管理者に任命し、個人情報保護の実施及び運用の業務を担当させるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、この規程に定めるところに従い、個人情報安全管理措置に関する事項、従業員の監督に関する事項、危機管理に関する事項等についての業務を行うものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、前2項のため必要があるときは、会長の承認を得て、個人情報保護担当者を定め、その業務を分担させることができる。

(従業員の監督)

第16条 個人情報保護管理者は、従業員に対して、個人情報保護の重要性を理解させ、確実

な実施を図るため、所定の教育計画及び教育資料に従い、継続的かつ定期的に教育及び訓練を行うものとする。

(報告義務)

第17条 従業者は、個人情報保護法、本規程その他個人情報に関する規程に違反するおそれ又は違反する事実を知ったときは、その旨を個人情報保護管理者に報告しなければならない。

(危機管理対応)

第18条 従業者は、万一個人情報の漏えい等の事故が発生した場合において、個人情報保護法、本規程その他個人情報に関する規程に違反する事実が生じたときは、関係規定に基づいて対応するものとする。

- 2 前項の場合にあつては、個人情報保護管理者は、直ちに事実関係を調査し、漏えい等の対象となった本人に対する対応を行うとともに、被害拡大防止のための措置を講じなければならない。

(苦情及び相談)

第19条 本人からの個人情報の取扱いに関する苦情及び相談は、対応する窓口として総務部個人情報管理課が受け付けて対応するものとする。

- 2 前項の窓口相談の運営責任者は、個人情報保護管理者とする。

(処分又は必要な措置)

第20条 会長は、個人情報保護法、この規定その他個人情報に関する規程に違反した従業者に対して、定款、役・職員倫理規程、就業規則及び契約等により処分又は必要な措置を行うものとする。

第6章 補 則

(改廃)

第21条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第22条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

本規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

別 表

I. 全国的各種選手権及び競技等への参加資格の審査・照会に関する共同利用	
(1)	個人情報の取得と利用目的について JGA は、下記第(2)項に規定する個人データ（以下「個人データ」という）を、下記第(3)項に規定する各団体と共に、下記第(4)項に規定する利用目的（以下「利用目的」という）の達成に必要な範囲内で、JGA 及び各団体で共同利用する場合がある。
(2)	JGA 及び各団体の間で共同利用される個人データの項目 Glid No.、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、計算日、HDCPindex、種別（インデックスタイプ）、ホームクラブおよび所属倶楽部
(3)	JGA と共同して利用する者（各団体）の範囲 ① 各地区ゴルフ連盟 (a) 北海道ゴルフ連盟（HGA） (b) 東北ゴルフ連盟（TGA） (c) 関東ゴルフ連盟（KGA） (d) 中部ゴルフ連盟（CGA） (e) 関西ゴルフ連盟（KGU） (f) 中国ゴルフ連盟（CGU） (g) 四国ゴルフ連盟（SGU） (h) 九州ゴルフ連盟（GUK） ② 都道府県ゴルフ競技団体 (a) 栃木県ゴルフ連盟 (b) 埼玉県ゴルフ協会 (c) 長野県ゴルフ協会 (d) 石川県ゴルフ協会 (e) 兵庫県ゴルフ連盟 (f) 高知県ゴルフ協会 (g) 山口県ゴルフ協会 ③ 公益社団法人日本パブリックゴルフ協会（PGS）
(4)	利用する者の利用目的 男女を問わず、ゴルフ選手権及び対抗戦等の競技等（以下に掲げる各競技を含むが、これらに限られない）の開催、運営に関し、参加申込者の当該ゴルフ選手権及び対抗戦等の競技等への参加資格の審査をするため。 (a) ミッドアマチュアゴルフ選手権競技 (b) アマチュアゴルフ選手権ハンディキャップ競技 (c) アマチュアゴルフ選手権競技 (d) 小学生ゴルフ大会

	(e) 小学生ゴルフ選手権競技 (f) ジュニアゴルフ選手権競技 (g) 学生ゴルフ選手権競技 (h) ミッドシニアゴルフ選手権競技 (i) シニアゴルフ選手権競技 (j) シニアオープンゴルフ選手権競技 (k) グランドシニアゴルフ選手権競技 (l) グランドシニア会ゴルフ競技 (m) 倶楽部対抗競技 (n) 日本スポーツマスターズ (o) オープンゴルフ選手権競技 (p) 総合体育大会ゴルフ競技 (q) ハンディキャップゴルフ競技 (r) アンダーハンディキャップゴルフ競技 (s) インタークラブゴルフ競技 (t) 各杯ゴルフ選手権競技 (u) チャンピオントーナメント (v) ジュニアゴルフ学年別チャンピオン決定戦 (w) 国民スポーツ大会ブロック大会ゴルフ競技
(5)	共同利用の管理責任者 (公財) 日本ゴルフ協会 事務局長 佐々木 孝悦 東京都中央区八丁堀二丁目 24 番 2 号 八丁堀第一生命ビル 4 階

Ⅱ. 全国各種選手権及び競技、ジュニアスクールなどイベントへの案内送付、ゴルファー保険加入に関する共同利用

(1)	個人情報の取得と利用目的について JGA は下記第 2 項に規定する個人データ（以下「個人データ」といいます）を下記第 3 項に規定する各団体とともに、下記第 4 項に規定する利用目的（以下「利用目的」といいます）の達成に必要な範囲で、JGA 及び各団体で共同利用する場合があります。
(2)	JGA 及び各団体の間で共同利用される個人データの項目 会員番号、会員有効期限、氏名、氏名カナ、性別、年齢、生年月日、親権者氏名、親権者氏名カナ、親権者との関係、在籍区分、会員区分、住所、電話番号、学校名（学年）
(3)	JGA と共同して利用する者（各団体）の範囲

	①各地区ゴルフ連盟 (a)北海道ゴルフ連盟 (HGA) (b)東北ゴルフ連盟 (TGA) (c)関東ゴルフ連盟 (KGA) (d)中部ゴルフ連盟 (CGA) (e)関西ゴルフ連盟 (KGU) (f)中国ゴルフ連盟 (CGU) (g)四国ゴルフ連盟 (SGU) (h)九州ゴルフ連盟 (GUK) ②都道府県競技団体 (1)北海道ゴルフ連盟 (2)青森県ゴルフ連盟 (3)岩手県ゴルフ連盟 (4)宮城県ゴルフ連盟 (5)秋田県ゴルフ連盟 (6)山形県ゴルフ連盟 (7)福島県ゴルフ連盟 (8)茨城県アマチュアゴルフ連盟 (9)栃木県ゴルフ連盟 (10)群馬県ゴルフ連盟 (11)埼玉県ゴルフ協会 (12)千葉県アマチュアゴルフ協会 (13)東京都ゴルフ連盟 (14)神奈川県ゴルフ協会 (15)山梨県ゴルフ連盟 (16)新潟県ゴルフ連盟 (17)長野県ゴルフ協会 (18)富山県ゴルフ連盟 (19)石川県ゴルフ協会 (20)福井県ゴルフ協会 (21)静岡県ゴルフ連盟 (22)愛知県ゴルフ連盟 (23)三重県ゴルフ連盟 (24)岐阜県ゴルフ連盟 (25)滋賀県ゴルフ連盟 (26)京都府ゴルフ協会
--	--

	(27)大阪府ゴルフ協会
	(28)兵庫県ゴルフ連盟
	(29)奈良県ゴルフ協会
	(30)和歌山県ゴルフ連盟
	(31)鳥取県ゴルフ協会
	(32)島根県ゴルフ協会
	(33)岡山県ゴルフ協会
	(34)広島県ゴルフ協会
	(35)山口県ゴルフ協会
	(36)香川県ゴルフ協会
	(37)徳島県ゴルフ協会
	(38)愛媛県ゴルフ協会
	(39)高知県ゴルフ協会
	(40)福岡県ゴルフ協会
	(41)佐賀県ゴルフ協会
	(42)長崎県ゴルフ協会
	(43)熊本県ゴルフ協会
	(44)大分県ゴルフ協会
	(45)宮崎県ゴルフ協会
	(46)鹿児島県ゴルフ協会
	(47)沖縄県ゴルフ協会
	③一般社団法人日本女子プロゴルフ協会
	④スポーツニッポン新聞社
	⑤㈱電通スポーツパートナーズ
	⑥テレビ宮崎
	⑦宮崎ガス㈱
	⑧㈱大分放送
	⑨NPO 法人日本ジュニアゴルファー育成協議会
	⑩信濃毎日新聞社
	⑪公益社団法人日本プロゴルフ協会
	⑫一般社団法人日本ゴルフツアー機構
	⑬信越放送㈱
	⑭ケーアイ企画
	⑮ダンロップスポーツエンタープライズ
	⑯協和㈱
	⑰㈱報知新聞社

(4)	利用する者の利用目的 JGA 及び各団体は、次に掲げる利用目的の達成に必要な限度において、個人データを共同利用することがあります。男女問わず、ゴルフ選手権、ゴルフ大会、ジュニアスクールなどジュニア普及・育成に関するイベント（以下に掲げる各競技を含むが、これらに限られない。）の開催、運営、参加申込書の案内資料送付、ジュニア普及事業に関する情報送付のため 地区ジュニアスクール 小学生ゴルフ大会 小学生ゴルフ選手権競技 小学生ゴルフトーナメント ジュニアゴルフ選手権競技 ジュニア強化指定選手選考会 ジュニアゴルフ学年別チャンピオン決定戦 中日レディースカップゴルフ大会 つるやカップジュニア 国民スポーツ大会（少年の部）選考会 高松北ロータリークラブジュニアオープン かがわスポーツドリーム教室 OBS 九州女子ジュニアゴルフ 宮崎ガスジュニアゴルフ選手権 サントリーレディースオープンジュニアレッスン会 塚田陽亮ジュニアゴルフレッスン会 スタジオアリス女子オープンジュニアカップ 南日本女子ゴルフ選手権 アサヒ緑健 TVQ シニアオープンジュニアイベント ジュニアゴルフレッスン会 SBC ジュニアゴルフ大会 パナソニックオープンジュニアレッスン会 パナソニックオープンワンオンチャレンジ 石川遼ジャパンジュニア&カレッジマスターズ ゴルファー保険加入手続き
(5)	共同利用の管理責任者 （公財）日本ゴルフ協会 事務局長 佐々木 孝悦 東京都中央区八丁堀二丁目 24 番 2 号 八丁堀第一生命ビル 4 階